

平成 27 年 10 月 17 日

立正大学同窓会名誉会長及び顧問の取扱いに関する申し合わせ

立正大学同窓会の名誉会長及び顧問に関する取扱いに関して、この申し合わせにより執り行う。

(選出)

第 1 条 名誉会長は、現会長が任期を満了し退任する時に、理事会の議決を経て会長が推戴（すいたい）するものとする。

第 2 条 顧問は、名誉会長の任期を満了した時に、理事会の確認を経て会長が委嘱するものとする。

(職務)

第 3 条 名誉会長は、理事会の諮問に応じるほか理事会で意見を述べるができる。ただし、理事会での議決権を有しない。

第 4 条 顧問は、理事会の諮問に応じる。ただし、理事会の議決権を有しない。

(任期)

第 5 条 名誉会長の任期は、1 期 3 年とし、2 期までとする。

第 6 条 顧問の任期は、1 期 3 年とし、再任を妨げない。

(旅費交通費)

第 7 条 名誉会長及び顧問が、理事会・代議員会・事務局長連絡会に出席する場合、立正大学同窓会本部旅費交通費取扱要領に基づき、交通費を実費支給する。

(改廃)

第 8 条 この申し合わせの改廃は総務委員会で審議し理事会で決定する。

附 則 1 この申し合わせは、平成 27 年 10 月 17 日より施行する。